

たち登志子

1973年1月17日生まれ。海老名市議会議員（1期）
東海大学大学院工学研究科航空宇宙学専攻 修了。文教社会常任委員会、広報委員会所属。

tachitoshiko.com Qたちとしこ



立憲民主
えびな

海老名市議会 | 2021年
報告レポート | 夏号

公式HP



令和3年第二回海老名市議会でのたち登志子の質問報告

一般質問 Q & A LGBTQなどの性的少数者の権利保障について

Q 海老名市のパートナーシップ制度導入状況について



報道によると、神奈川県内のほかの自治体ではパートナーシップ制度導入を検討している自治体も多いようですが、海老名市の状況はいかがでしょうか。

A 県内の自治体でパートナーシップ制度の導入が進んでおり、県央地域でも導入した自治体があることは承知しております。制度については、市長も申し上げたとおり法的根拠がないなどの課題があり、その解消のためには全国で統一の制度を導入することが望ましいと考えております。ただし、全国的な制度導入には時間を要することが考えられるため、まずは都道府県単位など、広域での制度導入を県に求めるとともに、近隣自治体の事例を研究していきたいと考えております。（市民協働部長）

パートナーシップ制度を導入している都道府県

茨城県	2019年7月に導入
大阪府	2020年1月に導入※7市町村で実施
群馬県	2020年12月に導入
佐賀県	2021年8月中の導入を目指す

Q 第3次海老名市男女共同参画プランについて



第3次海老名市男女共同参画プランの「多様な性に関する理解の促進」が主要政策ということですが、具体的にはどのような実績、または予定があるのでしょうか。

A 平成27年度から実施しているLGBT職員研修のほか、今年度は市民講座も開催したところであります。また、これまでホームページでの啓発、チラシ配架・配付、中学生へのLGBT啓発リーフレットの配付を行いました。現プランは令和6年度までの5年間を計画期間としていますが、その後も海老名市男女共同参画協議会委員の意見を伺いながら、取り組みを進めてまいります。（市民協働部長）

Q アウティング禁止条例について



他の自治体ではアウティング禁止条例が施行され始めていますが、善意で他者に相談した結果、広まってしまう場合なども考えられ、一律に禁止することに慎重な意見もあります。市の見解と今後の方向性について伺います。

A アウティングの禁止について、市で直ちに条例を整備する考えはありませんが、アウティングをしてはならないことについては昨年作成したLGBT啓発リーフレットにも掲載しており、今後も啓発に取り組んでまいります。（市民協働部長）

アウティングとは

ある人の公にしていないセクシャリティを本人の了解を得ずに第三者に暴露する行為

(例)「〇〇はゲイ・レズビアンだ」と周囲に言いふらしたり、SNSやメールに書いて言いふらす行為

望まないアウティングをしてしまうと本人のプライバシー侵害になり、重大な問題です。



Q 臨床心理士によるLGBTQ相談について



市では臨床心理士による相談を実施していますが、対応する臨床心理士のLGBTQへの理解が必要になります。研修などは行っているのでしょうか。

A 市では臨床心理士による「こころの相談」を月1回実施しております。臨床心理士は相手に寄り添って傾聴する専門家であり、市から特定の研修は実施しておりません。なお、こころの相談では、相談者の状態により医療機関等、必要な専門機関を紹介しており、LGBT当事者の相談の場合、「かながわSOGI(ソジ)派遣相談」などを紹介することが考えられます。（市民協働部長）



Q 学校のジェンダーレス制服について

ジェンダーレス制服について、ユニセックスのスラックスや前合わせが自由にかえられるジャケットの採用は検討できないのでしょうか。

A 男子用女子用ではなく制服 A,B という形で選んでいただく、また制服にこだわらず形と色を指定して他の洋品店で買ったものでもいいのではないかと、学校現場になげかけていきたいと思っております。(教育長)

ジェンダーレス制服のメリット

制服を性別で区別するのではなく、制服 A・B とし、性的マイノリティの生徒だけでなく、どの生徒も着用できるようにすることで、安心して学校生活を送ることができます。



Q 市における申請書類等の性別欄の廃止について



国・県等への申請書類には性別欄の記載があるものが散見されます。これらの申請の中には市が申請の窓口になっているものもあり、性別欄の廃止を国等に働きかけることはできないのでしょうか。

A 申請書類の書式については、法律や各機関の要綱等で定められていると考えられ、各機関で判断すべきものであります。性別欄の取り扱いについては、国が統一した見解を示すべきと考えております。(市民協働部長)

Q 窓口業務委託先への LGBT 研修の必要性について



市民と接する業務委託先にも研修は行っていただかなければならないと思いますが、市の見解を伺います。

A 総合窓口業務委託業者については、スタッフ全員への社内研修を定期的実施しており、様々な属性の来庁者に対し、固定概念や先入観を排し、偏見を持った対応をしないことなどを徹底しております。(市民協働部長)

Q 指定管理者やその他の施設への LGBT 研修の必要性について



総合窓口の委託業者以外の指定管理者など、その他の施設の LGBT 職員研修はどのようなになっているのでしょうか。

A その他の施設については、採用時に人権研修を行っているところ、年 1 回人権研修を行っているところがあります。いずれにせよ、あらゆる市民が訪れる施設であるため、窓口での接客については、固定概念や先入観を排し、偏見を持った対応をしないことなどを徹底しております。(市民協働部長)



Q パートナーシップ制度の導入時期について

市においてもパートナーシップ制度を導入し、周辺自治体と組んで相互利用という広域での制度導入を進めるべきではないのでしょうか。

A 制度そのものは否定していません。今後制度について判断をしていく時期かと思っておりますが、こういった問題が解消されるのか、多くの方の差別がなくなるのか、いろんな問題を各自自治体に話を聞きながらやっていきたいと考えております。(市長)

神奈川県内のパートナーシップ制度導入状況

制度を導入済み・・・横浜市、横須賀市、相模原市、川崎市、三浦市、小田原市、鎌倉市、逗子市、葉山町、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市（12市町村）
導入を検討中・・・寒川町、真鶴町、綾瀬市、二宮町、山北町、大磯町、厚木市、伊勢原市など14市町村で導入を検討中
導入の検討なし・・・海老名市、平塚市、秦野市、箱根町など7市町村

Q LGBTQの方が市に労働相談をする際の対応について



LGBTQの方が働いている中で理不尽な問題が発生した時、市に相談があったらどのように対応するのでしょうか。

A 市に相談があった場合、社会保険労務士による「労働・年金」相談や「かながわ SOG I 派遣相談」などを紹介しております。(市民協働部長)

Q LGBT職員研修の参加割合について



職員研修の対象の部署、役職、また、これまで何人もしくは何割が参加したのでしょうか。

A LGBT職員研修は、職種、部署、役職等に関わりなく、全職員を対象として実施しております。平成27年度から今年度まで、延べ442名の職員が参加しており、複数回受講している職員もいるため正確な数字ではないが、今年4月1日現在の正職員数に対して受講率は約5割となっております。(市民協働部長)

Q 市内公共施設のトイレの状況について



市内の公共施設で、みんなのトイレ、多機能トイレなどはどの程度整備されているのでしょうか。

A 小中学校をはじめ、市役所、図書館、体育館等、多くの市民が利用する施設には、みんなのトイレを1か所以上設置しております。(市民協働部長)

みんなのトイレとは



障がいや病気のある方、性的マイノリティの方など様々な事情の方が安心して使えるトイレです。また災害時の避難所での着替え、体の清拭などにも対応できます。